

(平成21年9月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月及び53年7月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年3月
② 昭和53年7月から54年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和51年3月及び53年7月から54年3月までの期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は、会社を辞めた後に自分でA市役所B地区事務所（現在は、A市C区役所D出張所）に出向いて行った。自営業で苦しかった時期も半額免除を申請して保険料を納めていたのに、会社員時代の収入が安定していた時期の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間については、半額免除期間を含め保険料をすべて納付しており、納付意識は比較的高かったものと認められる。

また、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年3月1日を資格取得日として同年7月23日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間①の保険料については過年度納付、申立期間②の保険料については現年度納付が可能であった。

さらに、両申立期間の合計は10か月と短期間であり、納付意識の比較的高い申立人が、過年度納付あるいは現年度納付により保険料の納付が可能である申立期間①及び申立期間②の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から同年8月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、平成2年1月から同年8月までの期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私が20歳になったころ、母が国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。最初のころの保険料は納めていなかったが、その後、母が心配してA町役場（現在は、B市C区役所）の出張所で保険料をまとめて納付してくれたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間である上、申立期間の国民年金保険料を申立人に代わって納付していたとするその母は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年1月7日を資格取得日として、4年2月ごろに払い出されたことが推認できることから、この時点では、申立期間の保険料については過年度納付が可能であり、納付意識の高い申立人の母が、申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間直後の平成2年9月から3年3月までの納付記録は、B市役所が保管するA町役場当時の国民年金被保険者記録では未納とされている一方、社会保険庁の記録では納付済みとされているなど、行政側の事務処理が適切に行われていなかった形跡がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年8月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年9月から62年3月まで
② 平成2年8月から3年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、両申立期間の国民年金の納付事実が確認できないとの回答であった。

申立期間①については夫が勤めていた会社が倒産し、失業中であった期間である。このころ、私は産後の体調が悪く、国民年金の種別変更手続は夫がしてくれたはずである。申立期間②については夫が会社を退職し、自営業を始めた期間である。国民年金第3号被保険者制度施行後に夫が国民年金に加入手続をしてきて、保険料を納めてきたはずなのに未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、その夫が自営業を始めたころにA市B区役所で国民年金の加入手続を行った際、一緒に申立人の切替手続を行ったとしているところ、事実、同区役所保管の「国民年金被保険者資格取得届」により申立人の夫が平成3年3月5日に加入手続を行ったことが確認できることから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

また、申立人は、申立期間②以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、加入手続時点においては、申立期間②の保険料については現年度納付が可能であり、納付書が発行されたと考えられることから、申立人の夫が申立期間②の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

2 一方、申立期間①については、申立人は、国民年金第3号被保険者から第

1号被保険者への種別変更手続をその夫が行ってくれたとしているが、申立人の夫は申立期間①に係る申立人の種別変更手続及び保険料納付についての記憶が曖昧である上、その夫は、申立期間①に係る保険料が未納である。

また、社会保険庁の記録から、申立期間①のうち、昭和61年9月の保険料は、同年10月1日付けの資格取得日が同年9月30日付けに平成8年2月に訂正されていることが確認できることから、この時点では時効により納付できなかったものと推認できる。

加えて、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年8月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年9月から同年12月まで
② 平成2年8月から3年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、両申立期間の国民年金の納付事実が確認できないとの回答であった。

申立期間①を含む昭和61年9月から62年3月までは、私が勤めていた会社が倒産し、失業中であった期間である。申立期間②については私が会社を退職し、自営業を始めた期間である。会社が変わった厚生年金保険と厚生年金保険との間は、短期間であり国民年金に加入していないが、自ら起業してからは国民年金に加入し、保険料を納めてきたので未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、自営業を始めたころ、A市B区役所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、事実、同区役所保管の「国民年金被保険者資格取得届」により平成3年3月5日に加入手続を行ったことが確認できることから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

また、申立人は、申立期間②以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、加入手続時点においては、申立期間②の保険料については現年度納付が可能であり、納付書が発行されたと考えられることから、申立人が申立期間②の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金加入手続が行われた平成3年3月5日時点では、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は申立期間①に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が曖昧である上、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないとともに、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から47年4月まで
② 昭和48年5月から同年10月まで
③ 昭和50年10月
④ 昭和53年10月

年金のことがマスコミに話題となった1、2年前に社会保険事務所に記録を確認してもらい、未納期間があることを知った。

当時、A市の広報で任意加入のことを知り、将来のためと思い私自身で加入手続をした。保険料を納めなかった記憶はないので申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立期間は1か月と短期間である上、申立期間③直前の48年11月から50年9月までの保険料が現年度納付されていることを考慮すると、申立期間③の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

また、社会保険庁の特殊台帳により、申立人の昭和51年1月から同年3月までの保険料が同年8月18日に過誤納のため還付されていることが確認できるが、この時点において申立期間③の保険料が未納であることが判明していれば本来、当該還付金の一部は、申立期間③に充当されるはずであることを考慮すると、申立期間③の保険料は納付済みであったと考えるのが自然である。

2 申立期間①、②及び④について、申立人が国民年金被保険者資格を初めて

取得したのは、B市役所の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳の記録により、昭和48年11月7日であることが確認でき、この時点では、申立期間①及び②は未加入期間であることから、納付書は発行されず、保険料を納付できなかったものと推認される。

また、申立人が昭和50年11月4日に国民年金被保険者資格を喪失した後、再度、同資格を取得したのは、B市役所の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳の記録により、53年11月29日であることが確認でき、この時点では、申立期間④は未加入期間であることから、申立期間①及び②同様、納付書は発行されず、保険料を納付できなかったものと推認できる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立期間①、②及び④の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から同年6月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続については、夫が自分の分と私の分と一緒にA町役場（現在は、B市役所C支所）において行い、保険料は地区の班長に納めていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその夫は、制度発足時から国民年金に加入し、国民年金加入期間の保険料をおおむね納付するなど、申立人夫婦の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の保険料は納付済みである上、申立人夫婦の生活状況に大きな変化は見られないことから、納付意識の高かった申立人夫婦が申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

加入手続は実父が行い、結婚前の保険料はその実父が、結婚後は義父が納付してくれていたと思っていたのに申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻前の期間については、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、加入手続や保険料の納付を行ったとするその実父は既に他界しているため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録により、当時の同居家族のうち、その妹は申立人の婚姻前の期間は国民年金に未加入であり、義姉は未納であることが確認できる上、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間のうち、婚姻前の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無い。

しかしながら、申立人は婚姻後の期間については、その義父が納付したとしているところ、申立人の義父は申立人の夫の保険料も納付しており、A市役所の国民年金被保険者名簿及び保険料納付記録から、申立人の夫の保険料は国民年金手帳が再交付された時点で2年分過年度納付されていることが確認できる上、同市役所の国民年金被保険者名簿では、申立人の国民年金手帳も昭和40年5月12日に再交付されていることが確認できることから、これを前提とすると、申立人の義父が申立人の国民年金手帳再交付時点で過年度納付が可能

な 38 年 4 月から 40 年 3 月までの保険料を納付したとしても不自然ではない。
その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和47年7月の保険料の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

申立期間は、国民年金に加入し、保険料の納付を始めて3か月目であり、昭和47年5月分と6月分の保険料を納付して7月分の保険料のみを納付しないということは考えられない。母が、私の分と一緒に保険料を納付していたのに、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人及び申立人の保険料と一緒に納付していたとするその母も、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立人及びその母の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、その母が国民年金加入当初から申立人の保険料を納付していたと主張しているところ、事実、A市役所保管の国民年金被保険者名簿により、昭和47年5月及び同年6月の保険料は同年8月1日に納付されていることが確認できることから、納付意識の高いその母が、申立人の申立期間の保険料のみを納付しなかったとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年6月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から同年6月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は、夫が自分の分と妻の分を一緒にA町役場(現在は、B市役所C支所)において行い、保険料は地区の班長に納めていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立期間前の昭和52年4月から60歳に到達する60年2月までの期間にわたり付加保険料を納付するなど納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の保険料は納付済みである上、申立人夫婦の生活状況に大きな変化は見られないことから、納付意識の高かった申立人が申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料も含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和52年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月16日から同年4月1日まで

社会保険庁から郵送されたねんきん特別便の厚生年金保険加入期間を確認したところ、申立期間における厚生年金保険の記録が無いことが判明した。

昭和48年4月1日にA社へ入社し、現在も同社C支店に勤務している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管しているA社の在職証明書及び申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人が同社に継続して勤務し(昭和52年3月16日に同社D支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和52年4月1日の社会保険事務所の記録から15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年12月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月26日から36年1月5日まで

ねんきん特別便により、A社に勤務していたころの厚生年金保険被保険者期間に欠落があることが判明した。

昭和35年1月5日にB事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、その後、同社の法人化に伴いA社でも被保険者資格を取得した。勤務期間に空白は無いので、被保険者期間に欠落が生じることに納得がいかない。保管している給料支払明細書にも厚生年金保険料が控除された旨の記載が確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する給料支払明細書、昭和36年12月26日に資格取得したA社に係る雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立期間において、申立人がA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の保管する給料支払明細書に記載された給与支給額から、1万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録から、B事業所は昭和35年12月26日に厚生年金保険適用事業所ではなくなり、A社は36年1月5日に厚生年金保険適用事業所となっていることが確認できるものの、申立人及び同僚の一人は、「B事業所が法人格を取得し、A社に事業所名称が変更となった以外には事業の内容や従業員規模などに特段の変化は無かった。」と証言しており、かつ、B事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び35年12月23日

に成立したA社の閉鎖登記簿謄本から、B事業所とA社の事業主が同一であることが確認できることから、A社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間において適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和35年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年2月までの期間、47年3月から48年4月までの期間及び同年9月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年2月まで
② 昭和47年3月から48年4月まで
③ 昭和48年9月から53年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和45年4月から46年2月までの期間、47年3月から48年4月までの期間及び同年9月から53年3月までの期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は、私が20歳になったころ父が行った。また、結婚するまでの間の保険料は、家族の保険料と一緒に父が地区の自治会に納めていた。結婚後の保険料は、義父が元夫の保険料と一緒に地区の自治会に納めていた。家族や元夫の保険料が納付済みであるのに、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、加入手続や保険料の納付を行ったとするその実父は既に他界しているため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立期間③については、申立人の義父が毎月の保険料を、元夫の分と一緒に地区の自治会に納付していたはずであると主張しているが、義父からは証言が得られないため、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年1月24日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間①及び②並びに申立期間③の過半については、時効により保険料を納付すること

ができない上、申立人は同年1月に払い出された年金手帳以外に年金手帳を所持した記憶は無いとしており、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人は、その実父及び義父から保険料をまとめて納付したことを聞いた記憶は無いとしている上、いずれの申立期間についても、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から43年3月まで

年金裁定手続のために社会保険事務所に行き、自分の年金加入記録を調べた際、加入月数が少なかったため理由を聞いたところ、未加入期間があることが判明した。

国民年金の加入手続は、私が会社を退職した後、母がA市役所において行ってくれた。また、私の保険料納付も母がしていたと思う。母は几帳面な性格であったので、自分の保険料を納付しながら私の保険料を納付していないとは思えないことから、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が、申立人の20歳のころに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと思うとしているが、申立人は加入手続や保険料納付に直接関与しておらず、申立人の母からは証言が得られないため加入状況及び納付状況が不明である。

また、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年4月1日を資格取得日として44年4月に払い出されていることが確認できる上、A市役所が保管する国民年金被保険者カード及び申立人が所持する国民年金手帳からも43年4月1日が資格取得日であると確認できることから、申立期間は未加入期間のため納付書が発行されず保険料の納付ができなかったものと推認できる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無

い。

加えて、申立人の姉妹には婚姻前に国民年金の未加入期間があるなど、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、平成4年1月から5年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から5年5月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、平成4年1月から5年5月までの期間の国民年金の加入及び保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

学生だった平成4年1月ごろ、親に勧められA市役所で加入手続を行った。保険料は1万円くらいで、B信用金庫の自分の口座から口座振替で納付していたと思うので、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生であった平成4年1月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人は国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧である上、申立人が現在所持している年金手帳は、6年8月13日を資格取得日として同年9月ごろに、C市役所から交付されたものであるにもかかわらず、申立人は当該年金手帳以外の手帳を所持したことはないとするなど、申立内容が不自然である。

また、A市役所は、申立期間当時、20歳到達者に対し、国民年金加入手続の案内を行い、本人からの資格取得届の提出を受けて年金手帳を送付していたが、申立人については、住民登録はあるものの申立人に係る国民年金加入記録は存在しないと回答している。

さらに、申立人は、B信用金庫の口座から口座振替で保険料を納付していたとしているが、申立人に係るB信用金庫の預金取引明細表からは、国民年金保険料の口座振替の記録は確認できない。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から54年3月まで

ねんきん特別便を受け取り、国民年金の納付記録に余りにも未納が多いことに気付き、国民年金納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

私は、昭和44年4月に結婚し、同年6月に勤めていた会社を辞めた。

国民年金加入手続や保険料納付は、出張の多い私に代わってすべて妻が行った。妻は、二人分の国民年金保険料をA町役場（当時）に納めており、私の分だけ未納とされていることに納得がいかない。昭和47年1月から同年3月までの保険料は、妻が出産などで納付に行けず、同年10月に現住居地に引っ越してから間もなく、市役所から送付されてきた納付書で二人分の保険料をB市役所C事務所に納付したことを明確に覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和44年6月に会社を辞め、自営業を始め国民年金に加入したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳の記載から49年3月27日に職権で払い出されたものと推認され、この時点では、申立期間のうち44年6月から46年12月までの保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、その妻が二人分の保険料を納付したと主張しているが、申立人の妻の納付状況に関する記憶は曖昧である上、その妻も、昭和53年10月以降の国民年金加入期間に未納があるとともに、B市役所及び社会保険庁の記録からは申立人及びその妻が申立期間の前後において、同一日に保険料を納付していたことをうかがわせる形跡が見当たらない。

さらに、申立人の妻は、数か月以上まとめて国民年金保険料を納付した記憶がないとするなど、特例納付をうかがわせる事情が見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から41年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、保険料の納付事実は確認できないとの回答を受け取った。

母から私の国民年金加入手続を私が20歳になった昭和37年12月ごろにA市役所で行ったと聞いている。保険料の納付の方法は毎月だったと思うが、母が町内会の集金で町内会費等と一緒に納付していたことを覚えているし、自分で町内会の人にお金を渡したこともあった。現在の国民年金手帳記号番号と別番号が記載された国民年金手帳保管証を所持しているので、現在所持している手帳以外に別の国民年金手帳が存在し、その国民年金手帳に申立期間の保険料納付が記録されていると思う。昭和38年6月から同年9月までの厚生年金保険の加入期間も含めて申立期間の国民年金保険料を母が納付していたことは間違いないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続に直接関与していない上、加入手続を行ったとするその母は、既に他界しているため、国民年金の加入状況が不明である。

また、社会保険事務所の記録により申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年10月に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間のうち37年12月から39年6月までは時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、昭和42年10月1日付けA市発行の国民年金手帳保管証を所持しており、当該国民年金手帳保管証の国民年金手帳記号番号の記載に誤謬^{びゅう}があることから、別の国民年金手帳が存在しているとしているが、この点について調査したところ、当該国民年金手帳記号番号は、別の国民年金被保険

者の手帳記号番号として使用されていることが確認できるため、単なる作成時の転記誤りと考えられることから、このことをもって申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたとは言い難い上、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人は、保険料をまとめて納付した記憶は無いとするなど、過年度納付あるいは特例納付をうかがわせる事情が見当たらない上、自身又はその母が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から45年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和36年7月から45年3月までの期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和38年4月の結婚前に国民年金に加入し保険料を納付していたかどうかは全く分からないが、結婚後は保険料を養父が納付していたと思う。妻及び当時同居していた養父母の国民年金保険料が納付済みであるのに、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を通じて国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していない上、婚姻前の期間については、申立人の親族からも保険料納付に関する証言が得られないため納付状況が不明である。

また、申立人に係る婚姻後の期間についても、国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の養父が既に他界しているため、納付状況が不明である上、申立人の妻及び養母は、自身の保険料はすべて申立人の養父が納付したもので、申立人の保険料の納付を含めて納付状況は不明であると証言している。

さらに、社会保険事務所保管の国民年金受付処理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年5月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない上、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人は、その養父から、申立人の保険料をさかのぼってまとめて納付した旨を聞いた記憶は無いとしている上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに納付をうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から42年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から42年10月まで

国民年金の加入については、20歳になったとき、A町（現在は、B市）の嘱託の集金人に勧められたことから、当時、一緒に働いていた兄が、加入手続きを行い、その集金人に保険料を納付していた。

昭和38年9月に結婚により転居したが、その後も加入当時の集金人が集金に来たので私が納付した。2回目の時、集金人に「今後は、自分で直接町役場に納付してください。」と言われ、国民年金手帳を渡されたので、それ以後は私がA町役場（現在は、B市役所C庁舎）に行き窓口で納付した。

昭和42年10月ごろ、夫に「私が共済年金に加入しているのだから、無理しなくともよい、国民年金をやめなさい。」と言われ、42年11月から国民年金をやめたが、37年6月から42年10月までが未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年3月17日を任意加入の資格取得日として同年4月30日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の大部分は任意の未加入期間であることから、制度上、保険料を納付できなかったものと推認できる。

また、申立人は昭和38年9月に婚姻するまで、国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続き及び保険料納付を行ったとするその兄は、申立人に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付に関する記憶が曖昧であるため、国民年金の加入状況や当時の納付状況が不明である。

さらに、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見

当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月 1 日から 13 年 7 月 1 日まで
ねんきん特別便を見て標準報酬月額に疑問があり申立てをした。

平成 13 年 7 月に A 社が倒産し、事業主であった夫は 17 年 1 月に亡くなり、私は会社に勤務していなかったため会社の状況は不明であり、書類等の保管も無いが、申立期間当時、夫は月 80 万から 100 万円の収入があったと記憶しているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録から、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 13 年 7 月 1 日より後の同年 7 月 27 日に、申立人の同社における 11 年 7 月から 13 年 7 月 1 日までの標準報酬月額を、59 万円から 9 万 8 千円に引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A 社の閉鎖登記簿謄本から、申立期間当時、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる上、事務担当者及び社員の証言から、当該事務担当者が厚生年金保険の資格を喪失した平成 11 年 7 月 26 日以降は、申立人が自ら社会保険事務を行っていたことが推認できる。

また、上記の標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正処理における申立人の関与の有無については、申立人は既に他界していることから確認することができないものの、社会保険事務所が保管する厚生保険特別会計債権消滅不納欠損決議書の記録において、A 社は平成 12 年 6 月分から厚生年金保険料を滞納していたことが確認できることから、当時社会保険事務を行っていた申立人が上記の^{そきゅう}遡及訂正処理に関与していたと推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年まで

社会保険庁から年金記録が送られてきて確認したところ、A社における申立期間の厚生年金保険の記録が無かった。その後、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受け取った。

平成 10 年に社会保険事務所で年金記録を確認したときは、A社における厚生年金保険加入記録を見た記憶している。同社から健康保険証を受け取った記憶もあり、保険料も控除されていたと記憶している。給料明細書等の証拠は無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた同僚等の名前から、申立期間当時、申立人がA社に係る仕事をしていたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、「仕事について社長から直接指示を受け、自宅から現場へ自家用車で直接行き、帰宅していた。工場へ行くのは、給料日のときぐらいであった。」と主張しているところ、申立人が記憶していた当時のA社の工場長は、申立人を記憶していない上、「そのような勤務形態の人は、社員ではなく外注や下請の人で、税金や社会保険料を控除せずに報酬を支払っていたと思う。」と証言しており、かつ、申立期間当時、同社の工場に勤務していた4人は申立人について記憶が無いことから、申立人の同社における勤務実態を確認することができない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は他界しているため証言を得ることができない上、昭和 59 年 1 月から事業主となった前事業主の妻は、申立人を記憶しておらず、「現場で働いていた人は、外注や下請の人達で会社の従業員ではない。厚生年金保険には会社の従

業員のみ加入させていた。」と証言している。

さらに、申立人は申立期間について雇用保険の記録が無い上、社会保険事務所が保管しているA社に係る被保険者名簿において、申立期間における申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠落も無いことが確認できる。

加えて、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月21日から3年3月24日まで

「ねんきん特別便」が届き記録を確認したところ、夫が平成2年5月21日から3年3月24日までA事業所に勤務していた期間が厚生年金保険に未加入になっていた。

当時の辞令書があり、履歴書もあるので調査をして、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の辞令書、指揮監督をする上部機関であるB会の回答及びC会による在職期間証明書から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事務処理をする上部機関であるD事務所に照会したところ、同事務所は、「2か月以上雇用する臨時職員については、本人の意思を確認した上で厚生年金保険の加入手続きを行っている。」と回答している。また、当時の厚生年金保険法においては、厚生年金保険に加入している場合、少なくとも2割の老齢厚生年金額が支給停止されることとなっているものの、社会保険庁の厚生年金保険年金額歴史回答票によると、申立人は、申立期間において老齢厚生年金が全額支給されていることが確認できることから、申立期間において厚生年金保険に加入していたとは考え難い。ちなみに、申立期間後の平成4年11月から5年3月までのE事業所における厚生年金保険加入期間は、申立人の老齢厚生年金は支給停止されていることが確認できる。

さらに、申立人は、F村役場の記録において、申立期間を含む平成2年4月

1日から4年10月26日まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、申立人は既に他界している上、D事務所は、当時の資料を保管しておらず申立期間における保険料控除については不明と回答していることから、申立期間における保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 13 日から 18 年 11 月 1 日まで

銀行主催の年金請求手続の相談に行き、A社における給料明細書も参照の上、標準報酬月額を確認してもらったところ、社会保険庁の記録上の標準報酬月額が実際の給与支給額を正しく反映していないことが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における給料明細書の報酬月額から、申立期間のうち平成 12 年 10 月 1 日から 18 年 11 月 1 日までの期間において、社会保険庁の記録による標準報酬月額が給料明細書に記載された報酬月額に見合っていないことが確認できる。

しかしながら、上記期間について、給料明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額は、すべての期間において、社会保険事務所の記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月4日から28年10月9日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和26年1月4日から28年10月9日までは未加入との回答を受け取ったが、納得がいかない。

当時、A町役場（現在は、B市役所）を退職後、昭和26年1月4日からC団体に勤め始め、厚生年金保険料を支払ってきたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C団体に勤務し、支給される給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てているところ、申立人を知る関係者の証言等から申立期間当時のD所（現在は、EセンターF分室）の事業に関係する団体に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録ではC団体は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、EセンターF分室、B市役所及びG団体から、「C団体に関して関係資料は無く、その事業所を確認できない。」と回答があり、また、申立人の市役所勤務当時の同僚及びD所の後輩も、「C団体という事業所は知らない。」と証言していることから、申立人のC団体における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月27日から32年6月1日まで

ねんきん特別便が来て、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和31年8月27日から32年6月1日までの期間が未加入となっており納得がいかない。

A社がB地方に進出してC社を設立し、旧来のA社は同社と合併し、C社D工場となった。私はC社E工場の立ち上げを行うために出向したが、実質的な給与はそれまで勤務していたA社から出ていたようである。時期ははっきりしないが、昭和31年中にC社E工場に移りそこで勤務した。申立期間はいずれかの事業所で厚生年金保険に加入していたはずなので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の証言から、申立人は申立期間においてC社E工場に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C社は平成8年に解散しており、当時の代表者も他界していることから、申立期間における厚生年金保険料の控除や資格得喪に係る届出の有無等について回答を得ることができない。

また、社会保険庁の記録から、申立人と同様にC社E工場の立ち上げに従事していた同僚二人の厚生年金保険の被保険者記録は、申立人と同様にA社において昭和31年8月27日に資格喪失した後、C社E工場が厚生年金保険の適用事業所となった32年6月1日付けで資格を取得していることが確認できる上、同僚二人は既に他界しており、当時の経理担当者等に照会したものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことがうかがえる証言を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するC社D工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の摘要欄に「31. 9. 1 事業主変更」及び事業所名称欄も「C社D工場」と記載されていること、同社の商業登記から昭和31年1月24日に法人として設立されていること、及び申立人と同僚二人が同年8月27日に資格喪失したことが確認できることから、申立人はC社E工場に資格喪失日には配属されていたと推認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。